

カンボジア王国政府

第 47 ANK.BK 号 (2002 年 5 月 31 日付け)

地籍委員会の組織及び権能に関する政令

- カンボジア王国憲法
 - カンボジア王国政府の任命に関する 1998 年 11 月 30 日付け勅許第 NS/RKT/1189/72 号
 - 閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付け勅許第 02/NS/94 号
 - 国土管理・都市計画・建設省の設置に関する法律を公布する 1999 年 6 月 23 日付け勅許第 NS/RKM/0699/09 号
 - 土地法を公布する 2001 年 8 月 30 日付け勅許第 NS/RKM/0801/14 号
 - 国土管理・都市計画・建設省の組織及び権能に関する 1999 年 7 月 20 日付け政令第 62ANK/BK 号
- を参照し、2002 年 5 月 24 日の閣僚評議会の全体会議の承認に従う。

第 1 章

一般条項

第 1 条

本政令の目的は、地籍委員会の体制、任務及び権能を定めることにある。

第 2 条

本政令は、未登記の不動産に関する紛争に適用される。地籍委員会は、合法的な占有者の承認に関する決定を行う暫定的な権利を有する。

第 2 章

任務及び体制

第 3 条

地籍委員会は、未登記の不動産に関する以下の紛争を解決する任務を負う。

- (1) 裁定エリア外で発生した紛争
- (2) 裁定エリア内で発生し、行政委員会が調停できなかった紛争

第 4 条

地籍委員会の体制は、以下のとおりである。

- 郡・区¹の地籍委員会 (DKCC)
- 州・特別市²の地籍委員会 (PMCC)
- 国家地籍委員会 (NCC)

¹ 2017 年現在の地方行政組織では、「市・郡・区 (カン)」レベルに相当。

² 2017 年現在の地方行政組織では、「都・州」レベルに相当。

州・特別市の地籍委員会及び国家地籍委員会は、職員として活動して調査を担当する事務局員を有するものとする。

第3章 郡・区の地籍委員会

第5条

国土管理・都市計画・建設・土地行政機関（OLMUPLA）の郡事務所の責任者が郡・区の地籍委員会の議長を務め、当該責任者は、国土管理・都市計画・建設大臣から任命されるものとする。

国土管理・都市計画・建設・土地行政機関の郡事務所の職員は、郡・区の地籍委員会の委員長を支援するものとする。

この委員会の委員長は、郡・区、コミュニケーション・サンカット又は村の当局、並びに／又は地域の長老理事の関連する代表者を、臨時メンバーとして参加してもらうために招集することができる。

第6条

郡・区の地籍委員会は、裁定エリア外で発生した紛争を調停する責務を負う。
紛争の調停は、地籍技術と共に慣習的なルールに従い実施されるものとする。

第4章 郡・区レベルの調停

第7条

国土管理・都市計画・建設省（MLMUPC）は、不服申立書を決定するものとする。

郡・区の地籍委員会は、提起されたすべての紛争に関するファイルを登録し、開封するものとする。

郡・区の地籍委員会は、紛争当事者に手続を説明し、当該手続に基づく調停による解決を承諾するか否かを尋ねるものとする。

第8条

郡・区の地籍委員会は、紛争に関する調査を行うものとする。調査には、紛争対象区画の場所及び紛争の対象物にかかわる当事者の特定、並びに紛争対象区画に関する入手可能な文書、証言及び情報の収集が含まれる。郡・区の地籍委員会は、文書のコピーを作成及び認証し、これをファイルに保存し、原本を紛争当事者に返却するものとする。

郡・区の地籍委員会は、この調査文書を作成し、紛争ファイルに入力するものとする。

第9条

郡・区の地籍委員会は、第10条に明記された紛争以外の紛争の調停を行うものとする。

調停は、国土管理・都市計画・建設省が規定する調停ガイドラインに従い実施されるものとする。

第10条

調査の実施後、郡・区の地籍委員会の委員長が自らの意志で、又は両当事者の要請に応じて、以下の理由により、郡・区レベルでは公正な解決に至ることが不可能だと判断した場合、郡・区の地籍委員会は、紛争ファイルを州・特別市の地籍委員会に提出するものとする。

- (1) ある一人の個人が、小規模な占有者からも請求がある複数の区画について請求しているため。
- (2) 当事者の一方が上級機関であるため。
- (3) 郡・区の地籍委員会の委員長に利益相反があるため。
- (4) 紛争が国有地にかかわるため。

第 11 条

紛争当事者間の全員一致の合意により解決に至った場合、郡・区の地籍委員会は、州・特別市の地籍委員会に報告し、紛争が解決された区画の登録手続の実施プロセスを開始できるよう、国土管理・都市計画・建設・土地行政機関の郡・区事務所にコピーを提出するものとする。

解決に至ることができない場合、郡・区の地籍委員会は、調停報告書を添付して、州・特別市の地籍委員会に紛争を付託するものとする。

第 5 章 州・特別市の地籍委員会

第 12 条

州・特別市の地籍委員会の構成は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| - 州・特別市の知事又は副知事 | 委員長 |
| - 国土管理・都市計画・建設委員会の州・特別市の部局の部門長 | 委員 |

この地籍委員会の委員長及び委員は、内務大臣及び国土管理・都市計画・建設大臣の共同省令により決定されるものとする。

州・特別市の地籍委員会の委員長は、関連する省庁の郡・区、コミュニケーション・サンカット又は州・特別市の部局の代表者を、臨時メンバーとして参加してもらうために招集することができる。

第 13 条

州・特別市の地籍委員会は、本政令第 10 条及び第 11 条第 2 項に基づき付託された紛争を調停する責務を負う。

州・特別市の地籍委員会の委員は、州・特別市の地籍委員会の委員長の招集に応じて会議に参加するものとする。

第 14 条

州・特別市の地籍委員会は、職員及び調査ユニットとして活動する事務局員を有するものとする。

事務局に勤務する職員は、地籍委員会の要請に応じて国土管理・都市計画・建設大臣により任命される公務員である。

州・特別市の地籍委員会の事務局の権能及び責務は、以下のとおりである。

- 郡・区の地籍委員会から紛争ファイルを受領し、土地の紛争に関する不服を受け付ける。
- 州・特別市の地籍委員会のガイドラインに従い調査を行う。
- 調査結果を報告する。
- 州・特別市の地籍委員会の会議を手配する。

- 調停プロセスを記録し、調停結果に関して報告する。
- この報告書及び記録を国家地籍委員会に提出する。調停により解決に至った場合、国土管理・都市計画・建設・土地行政機関の郡・区事務所に調停結果が送付されるものとする。
- 書類を作成し、保存する。

第6章 州・特別市レベルの調停

第15条

州・特別市の地籍委員会には、紛争を裁定する権利はないが、紛争当事者が全員一致で合意した場合に限り、紛争を決着させることができる。

州・特別市の地籍委員会の委員長が紛争に利害関係を有する場合、当該紛争ファイルは、国家地籍委員会に付託されるものとする。

第16条

解決に至った場合、州・特別市の地籍委員会は、紛争が解決された区画の登録手続の実施プロセスを開始できるよう、国土管理・都市計画・建設・土地行政機関の郡・区事務所に結果を送付するものとする。

解決に至ることができない場合、州・特別市の地籍委員会は、調停報告書を添付して、国家地籍委員会に紛争を付託するものとする。

第7章 国家地籍委員会

第17条

国家地籍委員会の構成は、以下のとおりである。

- 国土管理・都市計画・建設省の大臣 委員長
- 内務省の長官 委員
- 閣僚評議会の長官 委員

カンボジア王国政府は、国家地籍委員会の委員長及び委員を任命するものとする。

国家地籍委員会の委員長は、関連する省庁及び機関を臨時メンバーとして参加してもらうために招集することができる。

第18条

国家地籍委員会は、本政令第16条の記載に従い、下位の委員会若しくは行政委員会が調停できなかった土地に関する紛争又は本政令第3条第2号に記載された紛争を裁定する管轄権を有する。

国家地籍委員会の委員は、国家地籍委員会の委員長の招集に応じて会議に参加するものとする。

第19条

国家地籍委員会は、職員及び調査機関として活動する事務局員を有するものとする。

この事務局の局長は、カンボジア王国政府から任命される理事長及び必要に応じて副理事長が務める。

事務局に勤務する職員は、地籍委員会の要請に応じて国土管理・都市計画・建設大臣により任命される公務員である。

国家地籍委員会の事務局の役割は、以下のとおりである。

- 州・特別市の地籍委員会から紛争ファイルを受領し、土地の紛争に関する不服を受け付ける。
- 国家地籍委員会のガイドラインに従い調査を行う。
- 調査結果を報告する。
- 国家地籍委員会の会議を手配する。
- 国家地籍委員会のヒアリングを記録し、解決結果を報告する。
- 国家地籍委員会の裁定に異議を唱える提訴があった場合は、陳述書及びすべての証拠を裁判所に送付するものとする。
- 書類を作成し、保存する。

第8章

国家レベルの調停

第20条

国家地籍委員会は、合法的な占有者又は所有者の承認に関する決定を行う完全な管轄権を有する。

紛争当事者は、国家地籍委員会の裁定に異論がある場合、本政令第23条の規定に従い裁判所に不服を申し立てる権利を有する。

第21条

国家地籍委員会は、紛争に関連するすべての文書を検討するものとし、必要と考える場合、紛争の裁定に先立ち追加調査を命令し、関係者の意見を聞き、ヒアリングの手配を行うことができる。

いずれかの当事者がヒアリングを要請した場合、国家地籍委員会は、紛争に関するヒアリングを開催するものとする。

国家地籍委員会がいずれかの当事者と協議を行う場合、他方当事者は、国家地籍委員会が必要とみなす場合には協議の事前通知を受け、協議に出席する権利を有する。

第22条

裁定は書面で行われるものとし、書面には事件の事実の概要及び裁定の詳細な理由が記載されるものとする。

第23条

紛争の両当事者は、国家地籍委員会の裁定を受領してから30日以内に裁判所に不服申立てを行うことにより、当該裁定に関して司法審査を求める権利を有する。

適切な手続が実施されなかったこと、利益相反があったこと、適切な裁定が与えられなかったこと又は地籍委員会が権限を超えた行為を行ったことを理由に、裁判所が、事件を地籍委員会に差し戻した場合、地籍委員会は、裁判所から指示される措置を速やかに講じるものとする。

司法審査を求める当事者は、国家地籍委員会の事務局に上訴通知書を提出するものとする。事務局は、裁判所に対して、地籍委員会の裁定に関する答弁を確実に実施するものとする。

本条で指定された30日以内に上訴が提出されない場合、地籍委員会の裁定は最終的なものとみなされるものとする。

第9章 登録

第24条

国家地籍委員会の裁定が法的強制力を獲得した場合、国家地籍委員会は、所定の手続に従い区画の登録を取りまとめるため、州・特別市の国土管理、都市計画、建設及び地籍に関する部門に裁定を送付するものとする。

第10章 管理規定

第25条

郡・区の地籍委員会の委員が紛争に利害関係を有する場合、当該委員は、当該紛争への対処を辞退するものとし、州・特別市の地籍委員会は、代わりに新たな委員を任命するものとする。

州・特別市の地籍委員会又は国家地籍委員会の委員が紛争に利害関係を有する場合、当該委員は、当該紛争への対処を辞退するものとする。必要に応じて、国土管理・都市計画・建設大臣は、代替りの委員を任命するものとする。

国家地籍委員会の委員長が紛争に利害関係を有する場合、国土管理・都市計画・建設大臣は、当該紛争を解決するために、国家地籍委員会の臨時の議長として国家地籍委員会の委員を任命する権利を有する。

第26条

本政令に定める手順に基づき紛争対象の区画の合法的な所有者又は占有者と確認された者は、土地法第230条により規定される、区画の登録料を支払うものとする。

第27条

紛争当事者は、本政令に基づき紛争を調停又は裁定するための会議に関して、妥当な事前通知を受けるものとする。

紛争当事者は、レベルを問わず、紛争の調停において、自ら出頭する権利及び個人又は組織に自身を支援してもらう権利を有する。

紛争当事者は、地籍委員会が紛争を裁定する会議において、自ら参加する権利及び個人又は組織に自身の代理を務めてもらう権利を有する。

地籍委員会の会議は、一般に公開されるものとする。

紛争当事者は、紛争に関して口頭又は文書の適切な証拠を提示する権利を有し、当該証拠は、紛争の正式な記録の一部とみなされるものとする。

地籍委員会は、各紛争の正式な記録（紛争において提出されたすべての文書並びに口頭及び文書の証拠を含む。）を保持するものとする。関係者は、紛争に関する正式な記録を検査のために自由に利用できる。

国家地籍委員会の裁定は、書面で行われ、事件の報告書及び紛争解決プロセスが添付され、正式な記録の一部として重要で信頼できるすべての証拠も裏付資料として添付されるものとする。

国家地籍委員会の裁定のコピーは、各紛争当事者に提供されるものとする。

国土管理・都市計画・建設省は、本政令の施行のために、指示を行うための省令を發布するものとする。

第 28 条

郡・区の地籍委員会は、国土管理・都市計画・建設・土地行政機関の郡・区事務所の印鑑を使用する権利を有する。

州・特別市の地籍委員会は、行政府の知事の印鑑を使用する権利を有する。

国家地籍委員会は、国土管理・都市計画・建設省の印鑑を使用する権利を有する。

第 1 1 章

資金

第 29 条

地籍委員会は、国土管理・都市計画・建設省の予算に付加される形で特別予算を有する。

第 30 条

地籍委員会の資金及び予算は、以下により提供されるものとする。

- 国家予算
- 外国又は国際援助機関からの融資

第 1 2 章

最終条項

第 31 条

本政令と矛盾するすべての規定は、無効とする。

第 32 条

閣僚評議会の担当大臣、内務大臣、国土管理・都市計画・建設大臣、国家の各大臣及び長官、すべて州・特別市の知事並びに関係職員は、本政令の署名日から、各自の業務に従い本政令を施行するための業務を担う。